

事務連絡
令和元年7月9日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長
(公印省略)

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されています。

これをうけて、今般、「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（令和元年6月付20190522中第3号、公取取第44号経済産業大臣、公正取引委員会委員長通知）及び「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報への御協力をお願い（協力依頼）（令和元年6月27日付消表対第285号消費者庁表示対策課長通知）が国より発出されています。

つきましては貴組合（連合会）及び貴連合会会員において標記の件について、周知徹底を図るとともに、貴組合（連合会）及び貴連合会会員が、別添通知の趣旨及び遵守事項等について十分理解され、消費税の円滑かつ適正な転嫁に取り組まれるよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 添付資料

- ・令和元年7月2日付事務連絡（都道府県消費生活協同組合主管部（局）長宛て）（写）
- ・令和元年7月2日付事務連絡（厚生労働大臣認可消費生活協同組合（連合会）代表理事宛て）
- ・令和元年6月付20190522中第3号、公取取第44号
- ・令和元年6月27日付消表対第285号

2 参考資料

- ・「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」

https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/other/img/20181128_guidline.pdf

- ・「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190329_0002.pdf

- ・「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190329_0003.pdf

- ・「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために〈10%引上げ対応版〉」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/pdf/consumption_tax_190515_0001.pdf

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課

生活協同組合担当

電話: 03 (5388) 3060

FAX : 03 (5388) 1332

E-mail : S0000580(at)section.metro.tokyo.jp